

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成29年10月13日

県南広域振興局長 細川倫史

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 伊藤 紫穂
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイソー・ドラッグストアマツモトキョシー関店 一関市山目字寺前20番地
- (3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (4) 変更する年月日 平成30年5月22日

2 届出年月日 平成29年9月22日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所